

## 長期モニタリングの評価指標及び評価基準等の見直しについて（案）

平成 30 年 9 月 27 日

釧路自然環境事務所

## 1. 背 景

- 「知床世界自然遺産地域管理計画」（以下、「管理計画」という。）では、遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、長期的なモニタリングを実施することが定められている。平成 24 年には、「知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画」（以下、「長期モニタリング計画」という。）を策定している。
- 適正利用・エコツーリズムワーキンググループ（以下、エコツーWG という。）は、「長期モニタリング計画」の「評価項目：VII. レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。」（以下、「評価項目VII」という。）を評価するためのモニタリングとして主要拠点の利用者数（評価指標）を調べ、「各利用拠点の特性に応じた適正な利用となっていること」（以下、「評価基準」という。）を評価することとしている。
- これまでは毎年度「評価基準に適合」と評価してきたが、「利用者数の把握というモニタリング手法では「評価基準」の評価を行うことは難しい。」という意見も出ていた。
- 「長期モニタリング計画」は、10 年（第 1 期：平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月）を一期とし、概ね 5 年毎に計画の継続・変更について検討することが定められている。平成 29 年度は第 1 期開始より 5 年が経過することから、「平成 29 年度長期モニタリング中間総括評価」を実施した。
- 「平成 29 年度長期モニタリング中間総括評価」においては、平成 24 年～平成 27 年の期間について「評価基準に適合」と評価した一方で、5 年間の中間総括では評価基準の設定が難しいことから、適合・非適合の判断はせず、「利用が環境や社会に著しい影響を与えていないという評価（現状維持）」とした。
- 新たなモニタリングの考え方として「利用」と、それに伴う環境への「影響」、その両者の間を規定すると考えられる「管理」の度合いの 3 者のバランスをモニタリングする考え方を平成 29 年度第 2 回科学委員会で説明したところ、エコツーWG で導入の可否や適用範囲について検討することとなった。
- 以上のことから、毎年度実施している「長期モニタリング評価」を行う上での「評価指標、評価基準、モニタリング手法」等について検討し、見直しを行う。

## 2. 課 題

- これまでの利用者数の把握というモニタリング手法では「評価項目VII」及び「評価基準」の評価を行うことは難しいため、平成 31 年度の適用を目的に、「評価指標、評価基準、モニタリング手法」を見直す。

### 3. 長期モニタリング評価指標及び評価基準等についての見直し案

#### (1) 見直し案の考え方

- ・ 「評価項目Ⅶ」の評価はエコツアーWG だけでは難しいため、エコツアーWG では「利用」の数値把握、「管理」の評価を行い、「影響」と合わせた総合評価は科学委員会本会に任せることとする。

#### 1) 「利用」の数値把握

- ・ レクリエーション利用等の人為的活動を客観的に把握するため、引き続き、利用者数の把握を行う。大きな動きがある利用は科学委員会に報告する。

#### 2) 「管理」の評価

- ・ 「管理」の評価は、管理計画の「4. 管理の基本方針（2）管理に当たって必要な視点 カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立」に記載されている「原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光をはじめとするレクリエーション利用との両立を図る」という考え方に基づいて評価する。
- ・ 具体的には、管理計画の考え方に基づいて策定された「知床エコツアーリズム戦略」（以下、「エコツアー戦略」という。）に沿った管理が行われているかを基準とし、エコツアー戦略に掲げられている 6 つの将来目標のうち評価可能な項目が達成できているかどうかをモニタリングする。
- ・ エコツアー戦略に掲げられている 6 つの将来目標に基づき評価が可能であるか、以下のとおり整理する。

#### <エコツアー戦略の将来目標>

- ① すべての観光利用を自然生態系のもつ環境収容力の範囲内とする。
- ② 本戦略に基づくエコツアーの割合を向上させる。
- ③ 観光客の満足度を向上させることで、リピーターを増加させる。
- ④ 知床特有の環境を活用したエコツアーの種類、数を充実させる。
- ⑤ 地域主導のエコツアーを増加させるとともに、サービスの地域内からの調達を増加させ、地域消費率を向上させる。
- ⑥ 利益還元仕組みを導入したエコツアー数を増加させる。

- ◇ ①は他のWG で環境収容力が設定されない限りは、エコツアーWG だけの評価は困難。
- ◇ ②は母数の設定が困難なため、割合の算出は不可。
- ◇ ③は検討会議で承認されたツアー利用者へのアンケートにより把握可能。（ツアー実施時アンケートに統一設問を設け検討会議で報告してもらう。）
- ◇ ②、③、④、⑥を組み合わせ「エコツアー戦略に基づいたエコツアーの数や内容が充実しているか、満足度は向上しているかどうか」等をモニタリングする。
- ◇ ⑤は地元関係者の提案によるエコツアーのサービスは、地域内から調達されていると評価が可能。

→ 評価：内容の履行、遵守がエコツアー戦略に則って行われていることを評価

<例>

- (ア)利益還元の様子を導入したエコツアーがあるか
- (イ)戦略に基づいて認定された際の条件に沿ってツアーが実施されているか
- (ウ)モニタリングがツアー実施の付帯条件となっていたものについて、実際にモニタリングが行われているか
- (エ)利用者の満足度が向上しているか

方法：エコツアー検討会議で承認された利用（ツアー）に関する案件に絞りモニタリングする。

## (2) 見直し案

エコツアーWGでは「評価項目VII. レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。」を評価するために必要な「管理」が適切に行われているかを Yes/No で評価するため、以下「イメージ図:モニタリング体制案」に示す評価基準・評価指標を設定し、具体的なモニタリング手法を検討する。

(イメージ図:モニタリング体制案)

